

上三川町地域クラブ活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむとともに、地域ぐるみで生徒の豊かな心を育むことができる環境を整備する上三川町地域クラブ（以下、「地域クラブ」という。）活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 地域クラブの事務局は、上三川町教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(事業内容)

第3条 地域クラブの活動は、「上三川町部活動の地域展開基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、活動するものとし、別表に掲げる種目ごとに実施するものとする。

(対象者及び構成)

第4条 事業の対象者は、原則、上三川町内に在住する中学生とし、地域クラブの趣旨に賛同する者とする。

2 地域クラブの構成は、参加する生徒及び生徒の保護者（以下、「生徒等」という。）、並びに第6条に掲げる者をもって組織する。

(入会及び退会)

第5条 地域クラブに入会しようとする生徒は、上三川町地域クラブ加入申込書（別記様式第1号）を事務局に提出し承認を得るものとし、入会した生徒は地域クラブの活動に際しては本要綱等を遵守し、自己の責任において行動するものとする。

2 地域クラブを退会しようとする生徒は、上三川町地域クラブ退会届（別記様式第2号）を事務局に提出し、承認を得るものとする。

(指導者)

第6条 指導者は、基本方針に基づき、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう、適切かつ公正な指導を行う。

2 指導者申請をする者は、上三川町地域クラブ指導者同意書（別記様式第3号）を事務局に提出し、教育長の承認を得なければならない。

3 地域クラブ活動での指導を希望する公務員は、その者のサービスを監督する任命権者の許可を得て、兼職兼業の申請を行い、前項に基づく手続きを経た後、指導者になることができる。

4 指導者は、指導者登録していないボランティアのサポートを得て、適切に指導にあたることができる。

(活動要件)

第7条 地域クラブ指導者は、活動日や活動場所等の必要な情報をあらかじめ生徒等に連絡するものとする。

2 生徒等は、生徒が地域クラブ活動を欠席等する場合、指定された連絡手段を活用して指導者に連絡するものとする。

3 使用する用具等は、当面の間、部活動と共用することができる。

4 活動施設は、各種目の指導者が事務局へ連絡等をし、許可を得て、使用す

るものとする。

(事故等)

第8条 指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が発生しても地域クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

2 指導者は、事故等が発生した場合、地域クラブ活動における「安全面の対応等について」(別記)に従い、適切に行動するものとする。

(保険の加入)

第9条 生徒及び指導者は、スポーツ安全保険に加入しなければならないものとし、生徒の保険代については受益者負担とする。

2 保険未加入のボランティアメンバーの活動中の事故については、地域クラブは一切の責任を負わないものとする。

(個人情報)

第10条 地域クラブが知り得た個人情報は地域クラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底するものとする。

(運営協議会)

第11条 生徒等が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむとともに、地域クラブの円滑な運営及び実施のため、運営協議会を置く。

2 運営協議会に次の委員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 各種目1名

(4) 監事 2名

(5) 会計 1名

(6) 書記 1名

(委員の任務)

第12条 委員はそれぞれ次の任務を行う。

(1) 会長は、生涯学習課長が担い、協議会の会務を総理する。

(2) 副会長は、生涯学習課長補佐が担い、会長を補佐し、会長不在の場合には代理する。

(3) 理事は、会務の重要事項を審議する。

(4) 監事は、地域クラブの会計を監査する。

(5) 会計は、事務局が担い、地域クラブの会計を掌る。

(6) 書記は、事務局が担い、地域クラブの庶務及び記録にあたる。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第13条 総会は、第11条第2項の委員をもって、年1回開催し、予算、決算及び事業等重要事項を審議決定する。

2 協議会の会議は、会長が招集し、議長は会長とする。

3 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(活動費)

第14条 各種目に応じた受益者負担とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種目名	活動内容	活動場所	活動日
(1)陸上競技	休日の練習や試合、大会の実施等の活動に関すること。	学校施設及び町内公共施設等	原則、休日は1日3時間程度 部活動と連携して(1)週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内(2)週2日以上 of 休養日を設定
(2)サッカー			
(3)男子バスケットボール			
(4)野球			